**今月のお知らせ　第３５３号**

ＴＥＬ　043－241－6121

ＦＡＸ　043－243－3430

URL　http://www.osmk-ohb.co.jp

令和５年８月１日

代表社員　大　　嶋　　幸　　児

弊社の夏季休暇は特定の日を設けておらず職員ごとに異なります。不在の場合もあるかと思いますがご了承下さい。

**●交通機関を利用した場合のインボイス対応について**

残すところ2か月と迫ったインボイス制度ですが、登録の判断はもう終了していますでしょうか？今回は実務的にちょっと悩ましい交通機関を利用した場合の取扱いについてまとめてみました。

1. 鉄道・バス

**1回の取引**の**税込価額3万円未満**であれば公共交通機関に該当するためインボイスの保存がなくても問題ありません。**1回の取引で判断**するので13,000円の運賃を4名分払った場合には52,000円となりインボイスの保存が必要となります。

1. 通勤手当

**通勤に通常必要と認められる部分の金額**であれば、所得税の非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかを問わず、インボイスの保存は必要ありません。

1. 飛行機

飛行機は公共交通機関には含まれませんので、インボイスの保存が必要となります。

1. タクシー

タクシーは公共交通機関には含まれませんので、インボイスの保存が必要となります。ただし宛名が不要な**簡易インボイス**でも構いません。

1. マイカーや社用車による高速道路利用

高速道路の利用は公共交通機関の利用には含まれませんので、インボイスの保存が必要となります。現金や通常のクレジットカードで支払った場合には**料金所でもらう領収書等が簡易インボイス**となります。クレジットカードの明細はインボイスになりません。

**ETCクレジットカードの場合には留意が必要**です。

料金所で交付される紙面の利用証明書はインボイス対応しておらず、**ETC利用照会サービス**にPC等でアクセスし、そこで発行されている**電子簡易インボイス（利用証明書※確定分）を電子保存**しておく必要があります。もちろんETCクレジットカードの明細もインボイスになりません。

参考：東日本高速道路株式会社のHP

<https://www.driveplaza.com/cms/box_side_news/2022/1215/etc_Invoice-system_start.html>

ただし、コーポレートカードの場合にはインボイスの要件を満たした請求書が送付されてくるようです。

1. コインパーキング

3万円未満の自動販売機による販売に該当すればインボイスは不要になりますが、コインパーキングでの代金の支払は**「自動販売機」に該当しませんのでインボイスの入手が必要**となります。

入手したインボイスに**個人の宛名が入っていると立替精算書とインボイスのコピーを会社に提出**してもらい保存しておく必要があります。法人のクレジットカードがあった方が何かと便利になるかもしれません。